

參考資料

参考資料

1. 箕面市新子どもプランの策定経過

日 程	検討内容	会議等
【平成20年度】		
5月	計画策定スケジュールについて	○第1回箕面市子ども施策推進本部会議 ○第1回箕面市子ども育成推進協議会 ○第1回青少年健全育成部会 ○第1回次世代育成支援対策部会
6月	アンケート調査実施の検討	○第1回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議
7月～11月	アンケート調査票の検討	○第2回～4回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議 ○第2回～3回次世代育成支援対策部会 ○第2回箕面市子ども育成推進協議会
12月～1月	アンケート調査の実施	
3月	アンケート調査結果の検討	○第3回次世代育成支援対策部会
【平成21年度】		
6月～7月	計画の策定について	○第1回次世代育成支援対策部会 ○第1回箕面市子ども育成推進協議会
8月～10月	計画骨子の検討	○第1回～第4回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議
10月～11月	計画素案の検討	○第2回次世代育成支援対策部会 ○第2回箕面市子ども育成推進協議会 ○第1回箕面市子ども施策推進本部会議
11月～12月	パブリックコメントの実施	
2月～3月	・計画最終案の検討 ・答申	○第3回～4回箕面市子ども育成推進協議会 ○第5回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議 ○第3回次世代育成支援対策部会

2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問

箕 子 政 第 22 号
平成20年(2008年)9月30日

箕面市子ども育成推進協議会
会 長 野 澤 正 子 様

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

次期「箕面市子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画後期計画)
の計画策定について(諮問)

箕面市子ども育成推進協議会条例(平成17年 箕面市条例第33号)第2条第2項の規定
に基づき、下記事項について、別紙「諮問趣旨」を添えて貴協議会の意見を求めます。

記

1. 次期「箕面市子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画後期計画)
〈「箕面市母子家庭等自立促進計画」を含む〉の計画策定について

(諮問趣旨)

近年、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、急速な少子・高齢化は、生産年齢人口の減少という「構造変化」を伴い、経済活動にも大きな影響を与えることが憂慮され、国においては、「次世代育成支援の枠組みの構築」と「仕事と生活の調和の実現」を基軸とした対策が急がれています。

箕面市では平成17年(2005年)3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画)を策定し、「子どもが明るくのびのび育つまちづくり」、「子どもが輝くまちづくり」、「大人と子どもの協働によるまちづくり」、「安心して子育てができるまちづくり」の4点を基本理念に掲げ、総合的な「子ども施策」の積極的な展開を図ってきました。

この度、現行の「箕面市新子どもプラン」が平成21年度(2009年度)末をもって計画期間を終えることから、平成22年度(2010年度)以降、本市の「子ども施策推進」の根拠となる「次期計画」を策定することといたしました。

自然豊かで良好な住環境を有するこの箕面市が、これから先も「元気で元気あるまち」であり続けるには、「子育てしやすさ日本一」のまちにするという目標を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若者や子育て世代を引きつける魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となります。

そのためには、子どもを安心して生み育てるための支援策や子育てと生活・仕事が両立できる育児環境の整備、子どもたちの就学環境の整備、青少年活動の豊富化、子どもの安全安心の確保など、これまでの取り組みを発展継承しつつ、新たな課題に対応し得る実効性と独自性のある施策が必要となります。

以上の趣旨を添え、本市子ども施策推進のよりどころとなる、次期「箕面市新子どもプラン」について、貴協議会の意見を求めるものです。

3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申

箕 子 推 第 15 号

平成22年(2010年)3月30日

箕面市長 倉田哲郎 様

箕面市子ども育成推進協議会

会長 野澤正子

箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画（後期計画）〕
及び第二次箕面市母子家庭等自立促進計画について（答申）

平成20年（2008年）9月30日付け箕子政第22号をもって市長から諮問のありました「次期「箕面市子どもプラン」（次世代育成支援対策行動計画後期計画）の計画策定」（「箕面市母子家庭等自立促進計画含む」）に関し、本協議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添「箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画（後期計画）〕」（案）及び「第二次箕面市母子家庭等自立促進計画」（案）としてとりまとめましたので、次の意見を附して報告いたします。

【附帯意見】

急速な少子化の進行は、将来の労働人口の減少という形で、今後の我が国の経済成長や年金制度をはじめ社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響を及ぼします。今、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子育て家庭の孤立による育児不安の増大、保護者の勤労形態の多様化による保育ニーズの多様化等に留意した子育て支援が求められています。また、ひとり親家庭等を取り巻く環境は以前にも増してますます厳しい状況となってきました。こうした中で、ひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況を踏まえ、多様化するニーズに応じた支援が求められています。

子育ては、暮らしの幅を広げ、楽しく豊かな営みです。しかし、地域コミュニティとのつながりも薄く、経験が浅い家庭にとっては、孤立感・閉塞感から、重い負担をもたらす現状があります。子どもたちが家庭の愛情につつまれてすくすくと育ち、家庭と地域と社会が相互に緊密に連携して子育てを支えていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、両計画が、親にとっても、子どもにとっても夢や希望の持てるものであるべきだと考え、次の5点について意見を申し添えます。

箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画(後期計画)〕について

1. 子どもの育ちを育む

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、豊かな心、確かな学力、健康・体力の知・徳・体がバランスよく育てることが大切である。子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の生きる力を身に付けさせるための取り組みが必要である。

2. 様々な体験や地域交流の充実

子どもの伸びやかな成長、自らの可能性を広げるために、豊かな自然や地域の歴史文化、異文化、地域の大人など、様々な体験や、人との出会い、コミュニケーションを通じてつながる機会が必要である。子どもたちは、地域の大人等の関わりを通じて、自然や社会のルール、人間関係を学んでいくので、地域ではこのような学びの機会を提供する中で、地域全体で子どもたちを育てる意識の醸成が必要である。

3. 家庭と社会をつなぐ機会の充実

近年では、家庭と社会の結びつきが弱まっている中で、子育てに対する孤立感や不安感を感じる子育て家庭が増えている。子育て家庭が孤立することがないように、不安感が安心感へと変わるよう、家庭と社会とのつながりをつくり、社会のつながりで子育てを支えるような取り組みが必要である。

第二次箕面市母子家庭等自立促進計画について

1. 就業による自立に向けた支援

母子家庭については、収入が一般世帯と比べて低い水準にあり、養育費も大半が取得していないことから、より収入の高い就業を可能にするための相談体制の充実やきめ細やかな支援が必要である。

2. 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等は、子どもの養育の問題、法的手続き、経済的な問題など、様々な不安や心配ごとを抱えている。そこで、ひとり親家庭等の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報が得られるよう、また、必要に応じて各関係機関へつなぐことができる相談体制・情報提供の充実が必要である。

4. 子ども育成推進協議会条例

平成十七年九月三十日

条例第三十三号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、及び連絡調整をする。

- 一 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項
 - 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第二項第三号に該当する者として任命された委員がその職を失った場合は、委員の職を失う。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第七条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置く。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 委員
- 二 第二条第一項各号に掲げる事項に関係する者

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員及び部会員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月十四日から施行する。

(箕面市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 箕面市青少年問題協議会設置条例(昭和三十五年箕面市条例第二十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される協議会の委員及び部会員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5. 委員名簿

(1) 箕面市子ども育成推進協議会

(敬称略)

氏名	資格	所属等	備考
野澤 正子	2号委員 (学識経験者)	千里金蘭大学生生活科学部教授	◎会長
小枝 正幸		箕面市商工会議所代表	○会長職務代理
廣瀬 順亮		箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	□青少年健全育成部会長
山野 則子		大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科准教授	□次世代育成支援対策部会長
榎木 弘美	1号委員 (市民公募)	公募市民	
東堂 育子		公募市民	
松岡 洋子		公募市民	
安井 純也	2号委員 (学識経験者)	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
池田 正		箕面市こども会育成協議会会長	*平成20年度
苗代 昌彦		箕面市こども会育成協議会会長	*平成21年度
森下 喜久子		箕面市更生保護女性会会長	
小倉 吉禮		箕面市私立幼稚園連盟理事長	
岸本 博一		箕面市青少年補導員連絡会会長	
高谷 和彦		箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
中西 健雄		箕面市民生委員児童委員協議会会長	
平野 クニ子		箕面市社会福祉協議会会長	
辻 由加利		箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
佐々木 薫		箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度
宗形 靖義		民間保育所代表	
吉喜 文男		3号委員 (関係行政機関の職員)	箕面警察署長
松本 秀明	箕面警察署長		*平成21年度
渡邊 治子	大阪府池田子ども家庭センター所長		
山内 美紀子	箕面市立小中学校校長会代表		*平成20年度
奥谷 俊彦	箕面市立小中学校校長会代表		*平成21年度

(2) 青少年健全育成部会

(敬称略)

氏名	所属等	備考
廣瀬 順亮	箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	◎部会長
山内 美紀子	箕面市立小中学校校長会代表	○部会長職務代理 *平成20年度
奥谷 俊彦	箕面市立小中学校校長会代表	○部会長職務代理 *平成21年度
池田 正	箕面市こども会育成協議会会長	*平成20年度
苗代 昌彦	箕面市こども会育成協議会会長	*平成21年度
高谷 和彦	箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
岸本 博一	箕面市青少年補導員連絡会会長	
辻 由加利	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
佐々木 薫	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度

(3) 次世代育成支援対策部会

(敬称略)

氏名	所属等	備考
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科准教授	◎部会長 WG
中川 千恵美	大阪人間科学大学社会福祉学科教授	○部会長職務代理 WG (座長)
松岡 洋子	公募市民	WG
東堂 育子	公募市民	WG
榎木 弘美	公募市民	WG
井澤 良介	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
井上 義人	箕面市民生委員児童委員協議会代表	WG
植田 トミ子	池田子ども家庭センター 代表	
北島 将孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
兼若 和美	箕面市こども会育成協議会代表	WG
清水 朝一	箕面市社会福祉協議会代表	*平成20年度
足立 君子	箕面市社会福祉協議会代表	*平成21年度
宗形 靖義	民間保育所代表	WG
西椋 浩美	箕面市立保育所保護者会連絡会代表	*平成20年度
古田 由紀子	箕面市立保育所保護者会連絡会代表	*平成21年度
渡辺 亜由美	学童保育保護者会代表	WG *平成20年度
尾上 和美	学童保育保護者会代表	WG *平成21年度
大脇 典子	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
石塚 麻美	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度
成田 恵美子	池田保健所代表	*平成20年度
真鍋 あけみ	箕面市立小中学校校長会代表	

WG…ワーキンググループメンバー

6. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

- 2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。
- 3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

- 2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。
- 3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所)

第十一条 学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

- 2 学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進に努めるものとする。
- 3 市は、学校・幼稚園・保育所の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

- 2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

箕面市新子どもプラン
次世代育成支援対策行動計画（後期計画）
平成22年（2010年）3月

発行：箕面市教育委員会 子ども部 子ども政策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL：072（723）2121（代表） FAX：072（721）9907

再生紙を使用しています

印刷物番号

21-53